

平成23年10月14日

総務部 予算調整室

連絡先 059-224-2216

平成23年度 10月補正予算について

今回の補正予算は、台風12号に係る被害等の早期復旧を図るため、緊急に必要な経費について、所要の措置を講じるものです。

【10月補正後の予算規模】

(単位:千円、%)

	22年度最終 予算額	23年度補正 前の額	10月補正額	補正後累計	伸び率	
					/	/
一般会計	708,019,193	685,950,903	28,706,697	714,657,600	0.9	4.2
特別会計	126,773,772	121,514,796	-	121,514,796	4.1	0.0
企業会計	61,171,114	59,788,441	227,630	60,016,071	1.9	0.4
合計	895,964,079	867,254,140	28,934,327	896,188,467	0.0	3.3

一般会計の内容

28,706,697千円

1 歳入の主要点

(1) 国庫支出金

16,459,930千円

国庫支出金については、公共事業関係国庫補助負担金で15,792,955千円、県立学校施設災害復旧費負担金で265,611千円、災害救助費負担金で263,537千円をそれぞれ増額するなど、あわせて16,459,930千円を増額補正する。

(2) 県債

9,056,958千円

県債については、公共事業関係で8,704,000千円、災害援護資金貸付金債で158,958千円をそれぞれ増額するなど、あわせて9,056,958千円を増額補正する。

(3) 基金繰入金

3,174,059千円

基金繰入金については、財政調整基金で2,910,519千円、災害救助基金で263,540千円をそれぞれ増額し、あわせて3,174,059千円を増額補正する。

2 歳出の主要点

(1) 被災された方々への生活・住宅再建支援 804,126千円

三重県被災者生活再建支援事業費補助金(防災危機管理部) 340,850千円

市町が実施する被災者の生活支援及び住宅再建支援に要する経費に対して、補助を行う。

補助対象 住宅被害(全壊、解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水)が生じた全ての市町

補助額 全壊世帯、解体(半壊・敷地被害)世帯 最大300万円
(基礎支援金 100万円、加算支援金 200万円)

大規模半壊世帯 最大250万円

(基礎支援金 50万円、加算支援金 200万円)

半壊世帯 35万円(基礎支援金 35万円)

床上浸水世帯 25万円(基礎支援金 25万円)

負担割合 県 1/2、市町 1/2

ただし、被災者生活再建支援法の適用を受けた市町のうち、当該年度の財政力指数が0.5以下の市町については、県 2/3、市町 1/3
熊野市、紀宝町の全壊・大規模半壊世帯については、被災者生活再建支援法による支援金が支給される(支給額は上記と同様)。

- ・基礎支援金...住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金...住宅の再建方法(建設・購入、補修、賃借)に応じて支給する支援金
- ・単身世帯は上記補助額の3/4

被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業(県土整備部) 3,600千円

市町が実施する被災した住宅の復興のための資金借入に係る利子補給事業に対して、補助を行う。

補助額 被災した住宅の再建、補修に要する独立行政法人住宅金融支援機構や市中銀行等からの借入金を対象に利子の2/3に相当する額を補助する。(補助期間5年)

利子補給対象借入限度額

住宅の建設・購入(新築)(木造)1,400万円(耐火・準耐火等)1,460万円

住宅の購入(中古)(木造)950万円(耐火・準耐火等)1,160万円

住宅の補修(木造)590万円(耐火・準耐火等)640万円

市町の地域力支援資金貸付金(政策部) 210,000千円

被災した市町を支援するため、市町への貸付金制度を拡充する。

貸付期間 10年又は15年(うち元金据置期間は2年以内)

貸付利率 一般市町：財政融資資金の1/2
条件不利地域市町：上記利率からさらに 0.5%
(条件不利地域市町とは過疎地域、準過疎地域、東紀州地域等)

災害甲慰金の支給等に関する法律に基づく支援 249,676千円
ア 災害甲慰金(健康福祉部) 11,238千円

市町が災害により亡くなられた方の遺族に支給する災害甲慰金の一部を負担する。

支給額 生計維持者が死亡した場合 500万円

その他の者が死亡した場合 250万円

負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4

イ 災害援護資金貸付金(健康福祉部) 238,438千円

災害により負傷または住居、家財に被害を受けられた方に、災害援護資金の融資を行う市町に対して、その原資の貸付を行う。

貸付限度額 350万円

貸付利率 3%(据置期間中(3又は5年)は無利子)

負担割合 国2/3、県1/3

(2) 救助活動の実施 528,867千円

災害救助対策事業(健康福祉部) 527,077千円

災害救助法に基づき、救援物資の支給等を行うとともに、市町が応急救助に要した費用を負担する。

負担割合 国1/2、県1/2(災害救助基金)

ボランティアバス運行支援事業(生活・文化部) 1,790千円

「みえ災害ボランティア支援センター」が実施する、被災地へのボランティアバスの運行に要する経費に対して支援する。

(3) 農林漁業の復興支援 31,345千円

台風12号被災地域農業再生緊急支援事業(農水商工部) 20,000千円

被災した熊野市及び紀宝町の集落営農組織や生産者組織が行う農業用施設・機械の復旧・再整備に対して、補助を行う。(補助率 県1/3)

紀南かんきつ産地復旧緊急支援事業(農水商工部) 5,000千円

冠水等罹災したみかん園地での褐色腐敗病を防ぐため、薬剤散布に対して、補助を行う。(補助率 県1/2)

侵入防止柵復旧再生緊急対策事業（農水商工部） 6,345千円
甚大な被害を受けた地域において倒壊・損傷した獣害対策用侵入防止柵の復旧に対して、補助を行う。（補助率 県1/3）

農業経営近代化資金融通事業（農水商工部） 既決予算で対応
台風12号による被害を受け、農業経営の維持安定が困難となった農業者が、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借り入れる際に、利子助成を行う。

貸付限度額 600万円または簿記記帳を行っている場合年間経営費等の3/12
貸付利率 0.3%～0.43%（通常0.6%～0.85%に対して、利率の1/2（上限0.5%）を上乗せして利子助成する。）

漁業近代化資金融通事業（農水商工部） 既決予算で対応
東日本大震災による津波で被害を受け、再度台風12号で被害を受けた漁業者等を対象に、利子補給の上乗せ及び償還期間の延長など融資条件の緩和を行う。

・災害資金

貸付限度額 個人600万円、法人1,200万円

貸付期間 10年以内（据置3年以内）に延長（通常 5年以内（据置1年））

貸付利率 0.7%（通常1.4%を県利子補給0.7%上乗せ）

・設備資金

貸付限度額 経営形態に応じて1,800万円～3億6,000万円

貸付期間 資金用途に応じて5～20年以内（据置1～3年以内）

貸付利率 0.7%（通常1.4%を県利子補給0.7%上乗せ）

（4）社会基盤の早期復旧 27,310,820千円

道路・河川・砂防施設等の復旧等（公共）（県土整備部） 21,343,254千円

ア 災害復旧事業 17,253,444千円

被災した道路・河川・砂防施設等の復旧を行う。

イ 一般公共事業 2,229,810千円

国の補助を受けて、再度災害を防止するために施設の新設や改良復旧を行う。

ウ 県単公共事業 1,860,000千円

被災した道路・河川・砂防施設等の小規模な復旧及び道路啓開・土砂撤去等を行う。

農林水産施設の復旧	5,292,228千円
ア 農地、農業用施設の災害復旧事業（公共）（農水商工部）	810,000千円
被災した農地及び農道・水路等施設の復旧のため、市町等が行う応急工事に対して、補助を行う。	
イ 治山・林道施設、林地荒廃防止施設の復旧事業（公共）（環境森林部）	
	4,440,340千円
(ア)災害復旧事業	2,966,574千円
被災した林道・林地荒廃防止施設の復旧を行う。	
(イ)一般公共事業	777,975千円
国の補助を受けて、被災し荒廃した山地を緊急に復旧整備を行う。	
(ウ)県単公共事業	695,791千円
被災した林道・林地荒廃防止施設、荒廃山地の小規模な復旧整備を行う。	
ウ 漁業施設の復旧事業（公共）（農水商工部）	10,000千円
被災した漁港・海岸施設の復旧工事及び海岸区域の漂着流木の処理を行う。	
エ 農業共同利用施設の復旧事業（農水商工部）	31,888千円
被災したライスセンター等農業共同利用施設の復旧に対して補助を行う。	
社会福祉施設等の復旧	143,571千円
ア 社会福祉施設等災害復旧対策事業（健康福祉部）	135,357千円
被災した社会福祉施設の復旧に対して、補助を行う。	
イ 保健衛生施設等災害復旧対策事業（健康福祉部）	8,214千円
被災した保健衛生施設の復旧に対して、補助を行う。	
県有施設等の復旧	531,767千円
ア 自然公園等施設災害復旧事業（環境森林部）	47,900千円
被災した「飛雪ノ滝野営場」（紀宝町）の復旧を行う。	
イ 県立学校施設災害復旧事業（教育委員会）	446,002千円
被災した県立学校施設の復旧を行う。	

ウ	警察施設災害復旧事業（警察本部） 被災した警察官駐在所等の復旧修繕を行う。	25,004 千円
エ	交通安全施設の復旧事業（警察本部） 被災した交通信号機の復旧修繕を行う。	12,861 千円

企業会計の内容

水道事業会計	144,480千円
電気事業会計	83,150千円
被災した水力発電所施設等の復旧を行う。	